

広島県告示第八百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年十一月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		所在地 広島県三原市大和町下徳良地内
自然現象の種類	発生原因となる因	自然現象の種類	発生原因となる因	自然現象の種類	発生原因となる因	
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類						
表区域示の区域の名称						
区域の名称						
土石流						
次の図のとおり						
小敷谷川(一 二七隣w)	小敷谷川(一 二七隣v)	小敷谷川(一 二七隣u)	小敷谷川(一 二七隣t)	深見川(一一 六隣f)	深見川(一一 六隣f)	号三律の土戒定第区 一年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令令に害等土第表 め第一関防に砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法
土石流						
次の図のとおり						

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。